

## 行政運営の基本理念・原則となる条例の必要性等について（整理）（案）

## 《基本条例の必要性》

- (1) 地方分権の進展によって地方自治体の役割・責務が拡大するとともに、地方自治体を取り巻く社会情勢が大きく変化している中で、自主的・自立的な行政運営・自治の普遍的な方向性を明確にし、共有しておくことが必要
- (2) 地域の特性に応じた地方自治を進めるため、府の特徴や地域性を踏まえて、府民、市町村など多様な主体に対するアイデンティティや独自性（「和」・共生の視点、ユニバーサルの視点等）のある行政運営・自治のあり方を示していくことが必要
- (3) 府民からよく見える、身近な、府民起点の行政を進めるため、参画・協働の基本的なルール、自治会等地域団体、NPOをはじめとする民間活動団体等との関係など、府民と府との関係のあり方を示す指針が必要
- (4) 参画や協働の実効性を高めるため、情報公開などこれまで個々に実施してきた取組を見直し、いろいろな立場の府民の存在を前提に、共通した理念のもとで再構築し体系化して示すことが必要
- (5) 府民全体が共有する基本ルールとして位置づけるため、府民の合意の下で、知事と議会とで議論し議決する地方自治体としての意思決定の手続を経た条例として規定することが必要

## 《基本条例についての不必要論》

### [目的・効果の点]

- 行政が制定しようとしても、先ず、なぜつくるのかが府民に理解できていなければ意味がないのではないか
- どのような影響が府民に及ぶのかを示さなければ意味がないのではないか
- 条例を制定しなくとも府の行政運営や自治は今までやってこられたのではないか
- 条例を制定することによる実効性が疑わしい
- 首長が替わっても変わることのない普遍的なものは、どこにでも当てはまる、誰が見ても批判のないものであり、敢えて条例で示す必要がないのではないか

### [府の特殊性の点]

- 直接住民に接した行政サービスを提供していない府県には必要性がないのではないか
- 府県の担当する事務には自由度が少なく、条例を制定して独自性を出す意味がないのではないか
- あまりにも住民自治にウエイトを置いた条例は、市町村の役割を際立たせ府の存在を弱めるのではないか
- 分権や道州制など府県を取り巻く状況や方向性が定まらない中で条例をつくるタイミングなのか疑わしい

### [住民自治の熟度の点]

- そもそも行政から住民を教化することは適当ではないのではないか（お任せ型も容認されている）
- 府民の責務を規定するまで府民の現状が至っていないのではないか
- 市町村に住民自治の発露が見られない中で、府が制定すべきではないのではないか（市町村が先ず基本条例を制定すべき）

## 《基本条例を制定する場合の目的》

- (1) 京都府の特徴や地域性を踏まえた行政運営・自治を進める上で基本となる方向性を示す
- (2) もっとも基礎的な活動である府民の自主的・自立的な地域づくりを尊重し、促進していく原則を示す
- (3) 住民自治の充実に向け、府民の自己決定・自己責任に基づいて行政運営・自治を進めていく原則を示す
- (4) 将来の新しい公共を担っていく行政、民間をはじめ多様な主体の関係のあり方を示す
- (5) 行政運営・自治における、府民の権利や責務、知事等の役割や責務を示す
- (6) 地方自治体の最終の意思決定を担う、二元代表としての知事と議会との関係のあるべき方向性を示す  
(知事の議会に対する姿勢を示すことは、知事の判断で行える)
- (7) 府民誰もが望む形で府政に参加していくよう、基本となる制度や手続を体系化するとともに、その整備や運用にあたっての基本的な考え方を示す
- (8) 府内市町村や他の自治体との関係など、京都府の団体自治の方向性を示す

## 《基本条例を制定する場合の意義・効果》

- (1) 府民とともに基本条例の策定を進めるプロセスを通じて、府民の行政運営・自治への基本的な理解や意識が深められる
- (2) 制定後、基本条例に沿って行政運営・自治に関わる主体が取組・実践を進めるとともに、その内容を見直し、充実させていくプロセスが生まれる
- (3) 知事の交替や、地方自治体を取り巻く国の施策等の変更が生じた場合でも、府民が合意した普遍的な基本の方向性に従って行政運営・自治を進めることができる
- (4) 地域の方向性を府民自身の自己決定・自己責任によって定めていくことを明確化し、政策形成や意思決定過程への参画を保障することにより、府民の行政運営・自治に対する参画意識や責任感が高められる
- (5) 府内市町村や他の自治体、国などとの関係のあり方をはじめ、地方公共団体としての運営・活動の方向性を明確にすることにより、より効果的で効率性のある施策やサービスの実現につながる
- (6) 二元代表の知事と議会とが住民自治の方向性について明確にすることにより、知事や議会がその運営において住民参画や説明責任を果たしていくことになり、府民の負託を高めることにつながる